

第四十一回 帝國議會 衆議院 辨理士法案外 一件（辨理士法案、司）委員會議錄（速記）第四回

會議

大正八年三月十四日午後一時四十三分開議

出席委員左ノ如シ

松田 源治君

横山勝太郎君

野村 嘉六君

齊藤 隆夫君

清水市太郎君

長峰 與一君

渡邊 昭君

津末 良介君

降旗元太郎君

二月二十四日委員毛里保太郎君委員工藤吉次君辭任付其ノ補闕トシテ同日鳴海文四郎君長峰與一君ヲ孰モ議長ニ於テ選定セリ
今十四日委員加藤定吉君辭任ニ付其ノ補闕トシテ降旗元太郎君ヲ議長ニ於テ選定セリ又理事工藤吉次君ノ補闕トシテ今十四日清水市太郎君ヲ理事ニ委員長ヨリ指名セリ

出席政府委員左ノ如シ

内務省警保局長

川村 竹治君

司法省法務局長法學博士

豊島 直通君

司法省參事官法學博士

山内確三郎君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

司法代書人法案

○委員長（松田源治君）是ヨリ辨理士法案外一件ノ委員會ヲ開キマス、最初ニハ本案ニ付キマシテ委員中ヨリ小委員會ヲ設ケテ、政府及委員間ノ一致點ヲ見出シテ、一ツノ修正案ヲ作成スルコトノ動議ガ、前回ノ委員會ニ於テ可決サレマシテ、小委員會ヲ二回開マシテ、政府委員ノ出席ヲ求メ、政府ト懇談及交渉ヲ重ねマシテ、一致點ヲ見出シテ、ソレヲ報告致シマスガ、第一條ヲ除ク以外ハ大體ニ於テ

總テ修正トナリマシタ、提出案ハ一條ヨリ二十六條マデアリマシタガ、修正案ハ一條カラ十一條ニナリマシテ、極ク簡單ニナリマシタ、之ヲ申シマスレバ、第一條ガ「本法ニ於テ司法代書人ト稱スルハ他人ノ囑託ヲ受ケ裁判所及檢事局ニ提出スヘキ書類ノ作製ヲ爲ス」業トスル者ヲ謂フ」第二條ガ「司法代書人ハ地方裁判所ノ所屬トス」第三條ガ「司法代書人ハ地方裁判所長ノ監督ヲ受ク、地方裁判所ハ區裁判所判事ヲシテ司法代書人ニ對スル監督事務ヲ取扱ハシムルコトヲ得」是ハ地方裁判所ノ無い處ニ區裁判所長ノ監督ヲ受クト云フダケテハイガアリマシテ、地方裁判所長ノ監督ヲ受クト云フダケテハイ

○横山勝太郎君 今委員長カラ御話ガアリマシタ此四條ニ關シテ、從來ノ裁判所ノ代書人ニ對シテ認可ヲ與ヘル、斯ウ云フ御意見デアリマスガ、ソレハ施行規則ノヤウナモ出来マスカ、唯、サウニ云フ政府ノ御意見ダケテアリマスガアリマシテ、地方裁判所長ノ監督ヲ受クト云フダケテハイ

ケマセヌカラ、地方裁判所ノ無い所ニ區裁判所ガゴザイマス時分ニハ、司法代書人ニ對シ、地方裁判所長ハ區裁判所ノ判事ヲシテ監督事務ヲ取扱ハシムルコトニ致シマシタ、第四條ハ「司法代書人タルニハ所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス」是デ以テ裁判所内ニ司法代書人ノ業ヲ執ケテ居ル人モ認可ヲ受ケ、其他ノ者モ總テ所屬地方裁判所長ノ認可ヲ受ケルコトニナリマス、第五條ガ「司法代書人ハ地方裁判所長ノ定ムル書記料ヲ受ク」第六條ガ「司法代書人ハ事務所ヲ設ケ地方裁判所長ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス」第七條ガ「司法代書人ハ正當ノ事由アルニ非ザレバ囑託ヲ拒ムコトヲ得ズ」第八條ガ「司法代書人ハ當事者ノ一方ノ囑託ニ依テ取扱ヒタル事件ニ付相手方ノ爲メニ書類ノ作製ヲ爲スコトヲ得ス」第九條ガ「司法代書人ハ其ノ業務ノ範圍ヲ超エテ他人間ノ訴訟ノ他ノ事件ニ關與スルコトヲ得ス」是ハ「申シマスレバ、三百ヲ禁ズルコトデ、司法代書人ハ他人間ノ訴訟、鑑定、非訟事件、其ハ訴訟類似ノ業ニ關與スルコトガ出來ナイヤウニ規定致シマシタ、第十條ガ「司法代書人ハ其ノ取扱ヒタル事件ヲ漏泄スルコトヲ得ズ但シ裁判所又ハ檢事局ニ於テ訊問ヲ受けタル場合ハ此限リニ在ラス」第十一條ガ「司法代書人其ノ業務上ノ義務ニ違反シタルトキ又ハ品位ヲ失墜スペキ行為ヲ爲シタルトキハ地方裁判所長ハ司法大臣ノ認可ヲ受テ司法當局ノ考ハ、法律上既得權ヲ認メルト云フ積リデハナイノデアリマス、今マデハ主トシテ區裁判所ニ於テ許シテ居ルノデアルカラ、大體今日構内代書業ノ認可ヲ受ケテ居ル者ハ差支ナイト考ヘテ居リマス、併ナガラ第四條ノ規定ニ依リテ——手心ハ手心トシテ改メテ、地方裁判所長ニ於テ司法當局ノ考ハ、法律上既得權ヲ認メルト云フ積リデハナイ、併シ實際ニ於テ今日裁判所ニ於テ許シテ居ルモノデアル以上ハ、矢張將來許シテ差支ハナカラウト考ヘマス、併ナガラ法文ノ元ス通り、是ハ地方裁判所長ノ制斷ノ範圍ニ屬スルノデアリマス、ソレカラ資格ニ付テノ要件ハ相當代書業ヲ營ムニ付テノ智識、是ハ相當ノ智識ト云フテ居ル多年ノ懸案デアリマスカラ、幸ニ此一致點ヲ見出シタ云フコトアゴザイマス、即チ此司法代書人法ノ制定ハ、四五年以來、毎期議會ニ現ハレマシテ、請願等ガ出テ探擇ニナシテ、政府委員ノ意見ヲ聽キマシタ所ガ、全然同意デアルト外ニハアリマセヌガ、又非常ニ八釜敷イ智識ヲ言出シテ來ルト、全ク今日ノ代書業者ハ代書業ハ勤マラナイカモ知レナシ、適當ニ代書スルコトノ出來ル相當ノ智識ヲ有チ、勿論品性ナリ其他ノ品位ナリト云フコトハ、餘程参照シテヤラナケレバナラスト思ヒマス、勿論原案ニアル第二條五條ノヤウナ者ハ、代書人ニナルコトハ出來ナイト云フノハ當然ノ話デスカ、其以上ニ相當ノ證衡ヲシテ、代書人ノ仕事ヲ信用アラシメル事ヲ標準トシテ誼衡スル積リデアリマス、是ハ地方裁判所長ニ別段何等ノ方針ヲ示スト云フ積リデモアリマセヌケレドモ、凡ソ施行細則ヲ以テ標準ヲ示スト云フ考デアリ

○横山勝太郎君 サウスルト裁判所ノ内ニ居シテ、業ヲ業トシテ居ル者ニ付テハ了解シマシタガ、其門外ニ在シテ第一條ノ事ヲスカ、其以上ニ相當ノ證衡ヲシテ、代書人ノ仕事ヲ信用アラシメル事ヲ標準トシテ誼衡スル積リデアリマス、是ハ地方裁判所長ニ別段何等ノ方針ヲ示スト云フ積リデモアリマセヌケレドモ、凡ソ施行細則ヲ以テ標準ヲ示スト云フ考デアリマス

○政府委員(法學博士山内確三郎君)當局ニ於テ之ヲ贊成シタ趣旨トシテ考ヘレバ、四條ノ適用ハ、今日ノ構内ニ居ル者ノミナラズ、構外ニ於テ代書業ヲ營ム者ニ付テモ適用シテ、成ベク司法代書業者ハ構内構外ヲ問ハズ、同一ノ標準ニ依リテ、第四條デ詮衡シテ認可ヲ與ヘル考デアリマス。

○清水市太郎君 本修正案ハ大體ニ於テ至極簡明適切ニ出來タモノト考ヘマス。加之政府ニ於テモ御同意ノヤウデアリマスカラ、満場一致可決スルコトヲ望ミマス。(「贊成々々ト呼フ者アリ) 唯、一ツ疑義ヲ御確メシテ置キタイ點ハ、第八條デアリマス。司法代書人ハ當事者ノ一方ノ嘱託ニ依リテ取扱ヒタル事件ニ付相手方ノ爲メニ書類ノ作成ヲ爲スコトヲ得ス。ト云フノハ當然デスカ、ソレガ元談和解等ガ出來タ場合ニハ、無論相手方ノ爲メニモ書イテヤル事ニ自然ニナリマス、ソレハ無論宜シトイ了解致シマスガ……

○委員長(松田源治君) ソレハ、差支ナイヤウニ委員長ハ考ヘマス——ソレカラ政府ニ確メテ置キマスカ、此案ガ成立致シマスレバ、政府ハ全然賛成デアリマスカ、此點ノ御意見ヲ伺ヒマス。

○政府委員(法學博士豐島直通君) 此案ニ付テハ結局司法代書人ト云フ者ヲ司法部ノ監督ニ屬セシムルト云フ御趣意デ作ラレタノダ、此程度ニ於テナラバ無論同意致シマス。

○横山勝太郎君 サウスルト警察署並ニ區役所等ノ業務ヲ扱テ居ル代書人ハドウナリバスカ。

○政府委員(法學博士山内確三郎君) 是モ寧ロ小委員ノ御説明ニ依ルベキモノカト思ヒマスガ、私ハ其際列席シテ居リマシテ、能ク承知シテ居リマスカラ、當局ノ解釋シタ所ダケヲ申上ダマスト、ソレハ區役所、警察ノ仕事ヲ致シテ居ル代書人ハ、今日ニ於テハ或ハ縣令ナリ警視廳令ナリ其他デ取締シテ居ル、ソレハ司法省——裁判所ノ方デ監督ヲスル範圍外ニナルト考ヘテ居リマス、此案ニ贊成シタ趣意ハ、司法代書人即チ裁判所檢事局ニ提出スル書類ヲ作ル者ノ風紀ヲ取締リ、其保護、向上發展ヲ圖ルト云フニ在ルノアスカラ、結局認可サレタ司法代書人ヲ良イモノニシテ、之ヲ進歩セシメテ行カウト云フニ止マクテ居リマス、内務省系統ニ屬スル事ニ付テハ、一寸司法省ノ關係以外ト御承知ヲ願ヒタイ

○横山勝太郎君 意味ハ了解シマシタガ、尙ホ御参考マデニ申上ダテ置キタイト思ヒマスコトハ、警察署ノ代書人モ、事務ノ實質ハ檢事局ヲ經テ刑事ノ問題ニナルベキ、所謂司法事務ニ屬スルモノハ澤山アリマス、ソレカラ區役所ノ方モ人事ニ關スル點ハ悉ク司法裁判所ニ關係致スノデアリマス、警察署、區役所ノ代書人モ、事務ノ實質ノ一部ハ矢張

司 法 代 書 人 ト 同 様 な 事 務 ノ 執 行 デ 居 リ マ ス カ ラ 、 將 來 監 督 ノ 法 規 等 ノ 御 設 定 ノ 際 ニ ハ 、 其 趣 旨 ノ 御 參 照 ノ 上 デ 、 本 法 同 様 の 意 味 ニ 於 ゲ ル 取 締 方 法 ノ 御 考 慮 ノ 願 ヒ タ イ ト 云 フ ゴトヲ、希 望 ト シ て 一 言 述 ベ テ 置 キ マ ス

○委員長(松田源治君) ソレハ一寸委員長カラ答ヘマス、過日ノ小委員會ニ内務省ノ政府委員ニ其點ヲ質問ヲ致シマシタ所ガ、川村警保局長ハ今ハ各府縣區々タル法規ニナッテ居ル故ニ、ソレヲ統一シテ、斯ウ云フヤウナ趣意デ取締ル事ニ付テハ、考慮シテ居ルト云フコトデアリマシタ、一寸報告シテ置キマス——此案ニ付テハ御異議ハアリマセヌカ

(「異議ナシ異議ナシト呼フ者アリ」)

○委員長(松田源治君) 御異議ナケレバ、全會一致可決シタル事ヲ宣言致シマス——ソレカラ委員ノ工藤吉次君が辭任セラレマシタ、工藤君ハ理事デアリマシタガ、當然理事モ消滅致シマシタカラ、其補闕トシテ清水市太郎君ヲ理事ニ指名致シマス——ソレカラ尙ホ皆サンニ御誼リ致シマスガ、是ハ總テ條文ガ修正ニナリマシタガ、條文ノ整理ハ總テ委員長ニ御一任下サイマスカ

(「異議ナシト呼フ者アリ」)

○委員長(松田源治君) ソレデハ條文ノ整理ハ委員長ニ一任サレタモノト認メマス——政府委員ニ申シマスガ、斯ウ云フ質問ガゴザイマス、司法代書人法案ハ可決ニナリマシタガ、内務省ニ於テモ司法代書人以外ノ代書人ガ各地ニ澤山居ルノデアリマスカラ、矢張斯ウ云フヤウナ代書人ノ向上發達ヲ圖リ風紀ヲ取締ルヤウニ、法律トマデ行カズトモ、省令カ何カデ取締ノ途ヲ設ケテ、統一的ニスル必要ガアルデハナイカト云フ質問ガ出テ居リマスガ、ソレニ對シテハ如何デアリマスカ

○政府委員(川村竹治君) 御承知ノ如ク代書人取締ハ、各府縣デ府縣令ヲ以テ取締シテ居ルノデアリマシテ、目下ノ所左程不便不都合ヲ見ナイト實ハ思シテ居ルノデアリマスガ、併シシ統一的ニ之ヲ取締ルト云フコトハ、決シテ惡イコトデハゴザイマセヌ、寧ロ良イ事デアリマス、故ニ其點ニ就テハ尙ホ考慮又致シマシテ、御希望ニ副フヤウナ事ニスル考デアリマスガ、併シ今直グサウニ云フ法令ヲ出サナケレバナラヌカドウカト云フ事ハ、多少熟考ヲ要スルコト、考ヘテ居リマス

○横山勝太郎君 先刻モ一寸申上ダシタガ、區役所ノレカラ警察等ノ代書人モ、御承知ノ如ク其扱フ事務ノ實質ト云フモノハ、司法代書人同様ナ事項ガ澤山アリマス、起訴スレバ檢事局ニ行キ刑事案件トナルシ、ソレカラ區役所ノ人事ニ關スルコト、戸籍ニ關スルコト、皆チ司法代書人同様、若クハソレ以上ノ大切ナ事項モアルカラ、統一的

ノ法規ヲ設ケルナリ何ナリシテ、成ベク劃一ノ取締ヲ致スヤ

ス

午後二時十一分散會

○政府委員(川村竹治君) 調査致シマシテ成ベク御希望ニ副フヤウニ致シマセウ

○委員長(松田源治君) ソレデハ今日ハ是デ散會致シマス